

(目的)

第 1 条 この要綱は、本町に事業所を設置しようとする企業に対し、必要な奨励措置を講ずることにより、企業立地を奨励するとともに、新たな雇用創出による町民の安定した雇用の場を提供し、本町の均衡ある発展を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう。
- (2) 事業所 企業が事業の用に供する次に掲げる施設及びこれに附帯する施設をいう。
 - ア 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち別表に定めるものの用に供する施設
 - イ アに掲げるもののほか、町長が公益上適当と認める施設
- (3) 事業所の設置 事業所を建設し、購入し、又は借り上げをいう。
- (4) 事業者 事業所を設置する法人及び個人をいう。
- (5) 新設 松茂町内(以下「町内」という。)に事業所を有しない者が、町内に新たに事業所を設置し、又は町内に事業所を有する者が、当該事業所と異なる業種の事業所を町内に新たに設置することをいう。
- (6) 地元雇用 事業所の新設に伴い、町内に住所を有する者を、第 3 条第 3 項の規定に基づき奨励事業所の指定を申請した日(以下「申請日」という。)から当該奨励事業所の業務を開始した日(以下「基準日」という。)までの期間において、新たに雇用(配偶者間、2 親等以内の親族間、法人とその代表者若しくは代表者の配偶者間、法人とその取締役(代表者を除く。)若しくは同一の代表者の法人間又は資本的、経済的・組織的関連性等から見て独立性を認めることが適当でない)と判断される事業者間(以下「親族間等」という。)で行われる雇用を除く。)することをいう。
- (7) 固定資産 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 341 条第 1 号に規定する固定資産(親族間等の取引により取得した固定資産を除く。)をいう。

(奨励事業所の指定)

第 3 条 町長は、事業者が事業所の設置のため新たに取得した固定資産の総額(当該固定資産が借り受けた土地の場合にあつては、当該土地の評価額をもって算出する固定資産の総額)が 1 億円以上と認められるときは、奨励措置を講ずべき事業所(以下「奨励事業所」という。)として指定する。

2 前項の「新たに取得した固定資産」とは、申請日の前日から起算して 3 年前の日までに取得した土地(借り受けた土地を含む。)並びに申請日の前日から起算して 1 年前の日までに取得した建物及び償却資産とする。

3 奨励事業所の指定を受けようとする事業者(以下「指定申請者」という。)は、奨励事業所指定申請書(様式第 1 号。以下「指定申請書」という。)に町長が必要と認める書類を添えて、当該事業所の建設工事に着手するまでに、町長に提出しなければならない。

4 町長は、指定申請書を受領し、当該申請のあった事業所を奨励指定事業所に指定する決定をしたときは、奨励指定事業所決定通知書(様式第 2 号)により、指定申請者に通知するものとする。

(奨励措置)

第 4 条 町長は、奨励事業所の指定を受けた事業所(以下「奨励指定事業所」という。)の事業者(以下「奨励指定事業者」という。)に対し、次に掲げる奨励措置を講ずる。

- (1) 固定資産税の減免
- (2) 雇用奨励金の交付
(固定資産税の減免)

第 5 条 町長は、地方税法第 6 条第 1 項の規定に基づき、奨励指定事業所の設置のため新たに取得した固定資産(この要綱による減免を既に受けた固定資産又は他の条例等による減免を既に受け、若しくは受けることができる固定資産を除く。)について、当該奨励指定事業所の操業を開始した日以後最初に固定資産税が賦課される年度から 3 年度間固定資産税を全額減免する。ただし、特別な事情により町長が認めた場合は、5 年度間を限度として全額減免する。

- 2 前項に規定する固定資産税の減免を受けようとする奨励指定事業者は、松茂町税条例(昭和 25 年条例第 8 号)第 71 条第 2 項の規定により、町長に申請しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する固定資産税の減免は、1 の奨励指定事業者につき 1 回限りとする。
(雇用奨励金の交付)

第 6 条 町長は、奨励指定事業者が当該奨励指定事業所において、地元雇用者(地元雇用される者をいう。以下同じ。)を基準日に 5 人以上雇用したときは、雇用奨励金を交付することができる。この場合において、当該奨励指定事業者は、基準日から起算して 1 年間は雇用水準を維持しなければならない。

- 2 雇用奨励金の額は、地元雇用者の人数に 50 万円を乗じて得た額の範囲内とし、1 の奨励指定事業所に対する雇用奨励金の交付総額は、5,000 万円を上限とする。この場合において、地元雇用者の範囲については、町長が別に定める。
- 3 雇用奨励金の交付を受けようとする奨励指定事業者(以下「交付申請者」という。)は、雇用奨励金交付申請書(様式第 3 号)に町長が必要と認める書類を添えて、雇用奨励金の交付を受けようとする年度の基準日から 30 日以内に、町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、雇用奨励金の交付を決定したときは、雇用奨励金交付決定通知書(様式第 4 号)により、交付申請者に通知するものとする。
- 5 前項の規定による通知を受けた交付申請者は、雇用奨励金交付請求書(様式第 5 号)に雇用奨励金交付決定通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。
(着手等の届出)

第 7 条 奨励指定事業者は、次の各号に掲げる事情が生じたときは、遅滞なく、当該各号に定める書類によりその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 奨励指定事業所の建設工事に着手したとき 建設工事着手届出書(様式第 6 号)
- (2) 奨励指定事業所の業務を開始したとき 業務開始届出書(様式第 7 号)
- (3) 指定を受けた内容に変更が生じたとき 変更承認届出書(様式第 8 号)
- (4) 奨励指定事業所の事業を休止し、又は廃止しようとするとき 事業休止(廃止)届出書(様式第 9 号)
(奨励措置の承継)

第 8 条 奨励指定事業者に相続、合併等の理由により変更が生じたときは、奨励指定事業所において事業が承継される場合に限り、その事業の承継者は、町長に届け出て、奨励措置の承継を受けることができる。

2 前項の規定による奨励措置の承継を受けようとする事業者は、事業承継届(様式第 10 号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に届け出なければならない。

(指定及び奨励措置の取消し)

第 9 条 町長は、奨励指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定及び奨励措置を取り消すものとする。この場合において、町長は、固定資産税の全部を納付させ、又は既に交付した雇用奨励金を返還させるものとする。

- (1) 第 3 条第 1 項の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽又は不正行為により指定を受けたとき。
- (3) 指定を受けた日から 1 年を経過し、なお奨励指定事業所の建設工事に着手しないとき。
- (4) 奨励指定事業所における事業を 1 年以上休止し、又は廃止したとき。
- (5) 町税を滞納したとき。
- (6) 町長が付した条件又は指示に従わないとき。
- (7) 公害に関する関係法令(条例を含む。)に違反したと認められるとき。
- (8) その他町長が公益上適当でないと認めたとき。

(帳簿等の整備)

第 10 条 第 4 条に規定する奨励措置を受けた者は、当該措置に関する書類、帳簿等を整理し、奨励措置を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

(事業の報告及び指示)

第 11 条 町長は、奨励指定事業者に対して事業の内容、雇用状況等について報告を求め、実地に調査し、又は奨励措置に関して必要な指示をすることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成 30 年度に限り、第 2 条第 9 号中「当該奨励事業所の業務を開始した日(以下「基準日」という。)までの期間」とあるのは「当該奨励事業所の業務を開始した日(以下「基準日」という。)から 6 ヶ月以内」と、第 3 条第 3 項中「建設工事に着手する」とあるのは「業務を開始する」と読み替えるものとする。

(松茂町立地企業雇用奨励金交付要綱の廃止)

3 松茂町立地企業雇用奨励金交付要綱(昭和 60 年要綱第 1 号)は、廃止する。

附 則(平成 31 年要綱第 14 号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の第 3 条第 3 項の規定によりなされた申請(同条第 4 項の規定による決定があったものを除く。)については、改正後の第 3 条第 3 項の規定によりなされたものとみなす。

別表(第2条関係)

大分類	中分類	小分類
鉱業、採石業、砂利採取業		
建設業		
製造業		
電気・ガス・熱供給・水道業	(1) 電気業 (2) ガス業 (3) 熱供給業	
情報通信業	(1) 通信業 (2) 情報サービス業 (3) インターネット附随サービス業 (4) 映像・音声・文字情報制作業	
	放送業	(1) 民間放送業 (2) 有線放送業
運輸業、郵便業	(1) 鉄道業 (2) 道路旅客運送業 (3) 道路貨物運送業 (4) 水運業 (5) 航空運輸業 (6) 倉庫業 (7) 運輸に附帯するサービス業	
卸売業、小売業		
金融業、保険業	(1) 銀行業 (2) 協同組織金融業 (3) 金融商品取引業、商品先物取引業 (4) 補助的金融業等 (5) 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	
不動産業、物品賃貸業	物品賃貸業	
学術研究、専門・技術サービス業		
宿泊業、飲食サービス業		
生活関連サービス業、娯楽業	(1) 洗濯・理容・美容・浴場業 (2) その他の生活関連サービス業	

	娯楽業	(1) 映画館 (2) 興行場、興行団 (3) スポーツ施設提供業 (4) 公園、遊園地
サービス業(他に分類されないもの)	(1) 廃棄物処理業 (2) 自動車整備業 (3) 機械等修理業(別掲を除く) (4) 職業紹介・労働者派遣業 (5) その他の事業サービス業 (6) その他サービス業	

備考

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する産業を除く。
- 2 宗教活動又は政治活動を目的とする産業を除く。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められる者が関与していると認められる産業を除く。